

笠間市告示第 357 号

平成 28 年第 2 回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 28 年 5 月 25 日

笠間市長 山 口 伸 樹

1 期 日 平成 28 年 6 月 1 日 (水)

2 場 所 笠間市議会議場

平成28年第2回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
6月 1日	水	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由説明 質疑・討論・採決（議案の一部） 〔一般質問通告締切（午前中）〕 〔議案質疑通告締切（午前中）〕
6月 2日	木	休 会	議案調査
6月 3日	金	本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 〔議会運営委員会開催〕
6月 4日	土	休 会	
6月 5日	日	休 会	
6月 6日	月	休 会	議事整理
6月 7日	火	休 会	常任委員会（総務産業・教育福祉）
6月 8日	水	休 会	常任委員会（建設土木）
6月 9日	木	休 会	議事整理
6月10日	金	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
6月11日	土	休 会	
6月12日	日	休 会	
6月13日	月	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
6月14日	火	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（午前中）〕
6月15日	水	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決 閉会 〔全員協議会開催〕

平成28年第2回
笠間市議会定例会会議録 第1号

平成28年6月1日 午前10時00分開会

出席議員

議長	22番	藤枝	浩君
副議長	10番	野口	圓君
	1番	田村泰之	君
	2番	村上寿之	君
	3番	石井	栄君
	4番	小松崎	均君
	5番	菅井	信君
	6番	畑岡洋二	君
	8番	石田安夫	君
	9番	蛭澤幸一	君
	11番	飯田正憲	君
	12番	西山	猛君
	13番	石松俊雄	君
	14番	海老澤	勝君
	15番	萩原瑞子	君
	16番	横倉きん	君
	17番	大貫千尋	君
	18番	大関久義	君
	19番	市村博之	君
	20番	小藺江一三	君
	21番	石崎勝三	君

欠席議員

7番 橋本良一君

出席説明者

市	長	山口伸樹	君
副	市長	久須美忍	君
教	育長	今泉寛	君

市長公室長	藤枝泰文君
総務部長	塩畑正志君
市民生活部長	山田千宏君
福祉部長	鷹松丈人君
保健衛生部長	打越勝利君
産業経済部長	米川健一君
都市建設部長	大森満君
上下水道部長	鯉渕賢治君
市立病院事務局長	友水邦彦君
教育次長	小田野恭子君
消防長	水越均君
笠間支所長	大月弘之君
岩間支所長	岡野正則君

出席議会事務局職員

議会事務局長	飛田信一
議会事務局次長	渡辺光司
次長補佐	堀越信一
主査	若月一
主幹	神長利久

議事日程第1号

平成28年6月1日（水曜日）

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度笠間市一般会計補正予算（第6号））
- 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号））
- 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例等の一部を改正する条例）

- 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市保育料に関する条例等の一部を改正する条例）
- 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度笠間市一般会計補正予算（第1号））
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第7 議案第58号 笠間市等公平委員会委員の選任に意見を求めることについて
- 日程第8 議案第59号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第9 議案第60号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第61号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第62号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第63号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第64号 笠間市基本構想の議決に関する条例について
- 日程第14 議案第65号 笠間市内における太陽光発電設備事業と住環境との調和に関する条例について
- 日程第15 議案第66号 工事請負契約の締結について（堂ノ池周辺整備工事）
- 日程第16 議案第67号 工事請負契約の締結について（（仮称）いなだこども園建設工事）
- 日程第17 議案第68号 工事請負契約の締結について（岩間第一小学校校舎改修工事）
- 日程第18 議案第69号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第19 議案第70号 茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の締結について
- 日程第20 議案第71号 笠間市公共下水道下市毛ポンプ場ポンプ設備等更新工事委託に関する協定の締結について
- 日程第21 議案第72号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第2号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度笠間市一般会計補正予算（第6号））

- 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度笠間市岩間
駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号））
- 報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例等の一部
を改正する条例）
- 報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市保育料に関する
条例等の一部を改正する条例）
- 報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度笠間市一般
会計補正予算（第 1 号））
- 日程第 6 号 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第 7 号 議案第58号 笠間市等公平委員会委員の選任に意見を求めることについて
- 日程第 8 号 議案第59号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第 9 号 議案第60号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第10号 議案第61号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11号 議案第62号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に
関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に
関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12号 議案第63号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第13号 議案第64号 笠間市基本構想の議決に関する条例について
- 日程第14号 議案第65号 笠間市内における太陽光発電設備事業と住環境との調和に関す
る条例について
- 日程第15号 議案第66号 工事請負契約の締結について（堂ノ池周辺整備工事）
- 日程第16号 議案第67号 工事請負契約の締結について（（仮称）いなだこども園建設工事）
- 日程第17号 議案第68号 工事請負契約の締結について（岩間第一小学校校舎改修工事）
- 日程第18号 議案第69号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第19号 議案第70号 茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の締結について
- 日程第20号 議案第71号 笠間市公共下水道下市毛ポンプ場ポンプ設備等更新工事委託に
関する協定の締結について
- 日程第21号 議案第72号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第 2 号）

午前 1 0 時 0 2 分開会

開会の宣告

○議長（藤枝 浩君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は、7番橋本良一君であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第2回笠間市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（藤枝 浩君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（藤枝 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番石松俊雄君、14番海老澤 勝君を指名いたします。

会期の決定について

○議長（藤枝 浩君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期につきましては、去る5月24日に議会運営委員会を開催し、ご審議をいただいております。

ここで、議会運営委員長からご報告願います。

委員長石松俊雄君。

〔議会運営委員長 石松俊雄君登壇〕

○議会運営委員長（石松俊雄君） ただいまの議長の命に従い、議会運営委員会から報告をいたします。

当委員会は、5月24日、平成28年第2回笠間市議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

今定例会の会期につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、6月1日から15日までの15日間とします。

初日の6月1日は、会期の決定、請願陳情の付託、議案の説明を受け、議案の一部について質疑、討論、採決、3日は、議案質疑の後、各常任委員会へ付託し、7日と8日に常任委員会を開催します。

10日、13日、14日の3日間を一般質問とし、最終日の15日に各常任委員会に付託された議案等の審査結果報告の後、討論、採決を行い、終了となります。

以上、議会運営委員会からの報告を申し上げます。

○議長（藤枝 浩君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月15日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から6月15日までの15日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま委員長から報告がありましたように、お手元の会期日程表のとおりでありますので、ご了承願いたいと思います。

諸般の報告について

○議長（藤枝 浩君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

市長より、平成27年度笠間市一般会計継続費の通次繰越について、平成27年度笠間市一般会計繰越明許費について、平成27年度笠間市公共下水道事業特別会計繰越明許費についてを報告します。地方公営企業第26条第3項の規定により、平成27年度笠間市立病院事業会計予算繰越額の報告について報告します。地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人笠間市開発公社及び一般財団法人笠間市農業公社、並びに笠間工芸の丘株式会社の経営状況について、既に議案とともに配付してありますのでご了承願いたいと思います。

次に、平成28年第1回定例会において議決されました「浄化槽法及び浄化槽法施行規則における「浄化槽の保守点検及び清掃等」に関する条文を、社会状況に対応した内容への改定を求める意見書」につきましては、平成28年3月22日をもって環境大臣宛てに送付いたしましたので、報告いたします。

請願陳情について

○議長（藤枝 浩君） 日程第4、請願陳情についてを議題といたします。

今期定例会に提出されました請願陳情につきましては、文書表を付してその写しをお手元に配付いたしております。これらの請願陳情につきましては、お手元に配付いたしまし

た請願陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

-
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度笠間市一般会計補正予算（第6号））
 - 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号））
 - 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例等の一部を改正する条例）
 - 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市保育料に関する条例等の一部を改正する条例）
 - 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度笠間市一般会計補正予算（第1号））

○議長（藤枝 浩君） 日程第5、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度笠間市一般会計補正予算（第6号））ないし報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度笠間市一般会計補正予算（第1号））の5件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 報告第2号から報告第6号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

これらの報告は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した平成27年度笠間市一般会計補正予算（第6号）から平成28年度笠間市一般会計補正予算（第1号）について、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

〔総務部長 塩畑正志君登壇〕

○総務部長（塩畑正志君） 報告第2号、平成27年度笠間市一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてご説明を申し上げます。これは平成28年3月31日付で専決処分したものでございます。

予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

本補正予算は、地方譲与税利子割交付金などの各交付金及び地方交付税の確定、また国庫補助金の追加交付や地方債などの予算措置が必要であったことから、第1条のとおり歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,458万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ307億7,677万4,000円としたものでございます。

6 ページをお開きいただきたいと思います。

第2表繰越明許費補正でございますけれども、1の追加につきましては、27年度内の完了が見込めないため、マイナンバー制度事業、市道（笠）1038号線福田道路整備事業、堂ノ池整備事業及び芸術の森公園北ゲート前歩道景観整備事業の繰越明許費を設定したものでございます。

2の変更でございますけれども、総合公園トイレ改築事業及び稲田駅前広場整備事業は既に繰越明許費を設定しておりましたが、事業の進捗状況により繰り越すべき額を増額する必要が生じたことから、金額を変更したものでございます。

7 ページをごらんいただきたいと思います。

第3表地方債補正でございますけれども、地域交流センター整備事業債は、地域交流センターともべの整備事業で、地中熱利用に対する補助金が交付されることから起債額を減額するものでございます。

情報セキュリティ強化対策債は、国の補正予算に伴う情報セキュリティ対策に対する補正予算債のうち、財源の確保が見込めたことから、交付税が措置されない分につきまして減額をするものでございます。

消防救急無線共同指令センター整備事業債は、起債対象事業費の増により増額をするものでございます。

次に、歳入歳出の主なものについて、事項別明細書にてご説明を申し上げます。

まず、歳入でございますけれども、10ページをお開きいただきたいと思います。

2款地方譲与税から次ページの10款の地方交付税までは、平成27年度の交付額の確定に伴い補正をしたものでございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金は、学校統廃合に伴うスクールバスの運行に対するへき地児童生徒援助費等補助金が追加交付されることから、小学校1,328万3,000円、中学校933万8,000円を増額するものでございます。

16款財産収入、1項財産運用収入は、財政調整基金の一部を債券により管理をしておりましたけれども、その利子224万円と債券の処分による運用収入2,500万円を補正したものでございます。

12ページをごらんいただきたいと思います。

18款繰入金、1項特別会計繰入金、4目岩間駅東土地区画整理事業特別会計繰入金1,900万5,000円の減は、岩間駅東土地区画整理事業で造成した土地の販売代金の一部について一般会計に繰り戻しを予定しておりましたが、販売価格のうち1区画が未売却となったことから減額をするものでございます。

20款諸収入、4項雑入、5目雑入、再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金584万7,000円の増は、地域交流センターともべの地中熱利用に対する一般社団法人新エネ

ルギー導入促進協議会からの補助金を受け入れるものでございます。

続きまして、歳出の主なものについてご説明をいたします。

13ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費でございますが、14目基金費4億6,458万7,000円の増は、財政調整基金の利子及び運用収益と今回の補正に伴う財源調整として1億1,458万7,000円を財政調整基金に積み立てをするのと、減債基金に3億5,000万円を積み立てるものでございます。

その他の歳出につきましては、歳入の補正に伴う財源の組み替えでございます。

以上で、平成28年3月31日付で専決処分をしました平成27年度笠間市一般会計補正予算(第6号)の説明を終わります。

○議長(藤枝 浩君) 都市建設部長大森 満君。

[都市建設部長 大森 満君登壇]

○都市建設部長(大森 満君) 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号))につきましてご説明申し上げます。

専決処分の理由でございますが、岩間駅東土地区画整理事業により生み出されました保留地を売り払いできなかったことによりまして、対応する予算措置が必要な補正をするものでございます。平成28年3月31日に専決処分したものでございます。

表紙から2枚おめくりいただきまして、1ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,027万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,634万1,000円とするものでございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、事項別明細書にてご説明申し上げます。

3枚おめくりいただきまして、7ページをごらんいただきたいと思います。

まず、最初に歳入につきましてご説明申し上げます。

1款財産収入4,038万3,000円の減額につきましては、保留地3区画分のうち、1区画分の保留地が売り払いできなかったことによるものでございます。

3款繰越金10万4,000円の増額につきましては、事業費の確定による繰越金の増額でございます。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

裏面の8ページをごらんいただきたいと思います。

1款土地区画整理事業費2,083万9,000円の減額につきましては、保留地販売促進紹介料と草刈り等業務委託料及び一般会計繰出金の減額でございます。

2款公債費1,944万円の減額につきましては、地域開発事業債の繰上償還分の減額でございます。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

〔総務部長 塩畑正志君登壇〕

○総務部長（塩畑正志君） 報告第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布されたため、4月1日からの施行が必要な部分について笠間市税条例等の改正を行う必要があったため専決処分をしたものでございます。

それでは、今回の改正内容を笠間市税条例新旧対照表によりご説明いたします。

4ページをお開きいただきたいと思います。

まず、笠間市税条例の一部改正について、主な改正内容をご説明いたします。

第18条の2につきましては、行政不服審査法の改正に伴い、「不服申し立て」を「審査請求」に改めるものでございます。

5ページをお開きください。

第51条第2項につきましては、減免の申請において個人番号の記載が不要となったため、所要の措置を行うものでございます。

第56条及び6ページの第59条につきましては、固定資産税の非課税対象となる法人の名称変更に伴い、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める改正とともに、条文の文言整理など所要の措置を行うものでございます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

第139条の3第2項につきましては、減免の申請において個人番号の記載が不要となったため所要の措置を行うものでございます。

8ページをお開きください。

附則第10条の2第4項につきましては、引用条文の号ずれに伴い、第6号を第7号に改めるものでございます。

附則第10条の3第8項につきましては、熱損失防止改修工事に係る申告書記載事項に「補助金の額」を加えるものでございます。

以上が主な改正内容でございますが、このほかに記載されております改正内容につきましては、地方税法等の関係法令の改正により文言整理など所要の措置を行うものでございます。

次に、笠間市税条例の一部を改正する条例について、主な改正内容をご説明いたします。

9ページをごらんいただきたいと思います。

9ページから11ページまでの平成27年度に施行した笠間市税条例の一部を改正する条例、平成27年笠間市条例第25号の改正につきましては、文言整理など所要の措置を行うものでございます。

以上で、笠間市税条例等の一部を改正する条例の専決処分についての説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

〔福祉部長 鷹松丈人君登壇〕

○福祉部長（鷹松丈人君） 報告第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。

子ども・子育て支援法施行令の一部改正及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、笠間市保育料に関する条例等の一部を改正する必要があったため専決処分したものでございます。

今回の改正内容を新旧対照表によりご説明いたしますので、4ページ、5ページをお開きいただきます。

笠間市保育料に関する条例の一部改正でございますが、第3条第2項第2号の各号を削除し、第4条第1項中「同一世帯で」を「生計を一にする」、また「養育」を「監護」に文言整理をし、所要の改正をするものでございます。

次に、新たに第4条第2項を設け、第1号から第4号におきまして、多子世帯保育料の軽減について規定をするものでございます。

第1号では、世帯の市民税所得割合算額が7万7,100円以下で、教育認定を受けた子どもの2人目の保育料を現行の半額とし、3人目以降を無料とするものでございます。

第2号では、障害者世帯及びひとり親世帯で、その所得割合算額が7万7,100円以下の場合、教育認定を受けた子どもの2人目以降の保育料を無料とするものでございます。

第3号では、世帯の市民税所得割合算額が5万7,700万円未満である教育認定を受けた子どもの2人目の保育料を現行の半額とし、3人目以降の保育料を無料とするものでございます。

第4号では、障害者世帯やひとり親世帯で、その所得割合算額が7万7,100円以下の場合、教育認定を受けた子どもの2人目以降の保育料を無料とするものでございます。

なお、第何子を決定する際に、算定対象となる子どもの年齢制限は撤廃するものでございます。

次に、新たに第5条第1項として、要保護世帯における保育料の軽減を規定しております。

第1号では、障害者世帯及びひとり親世帯の市民税所得割合算額が7万7,100円以下で教育認定を受けた場合、その子どもの保育料を現行の半額とするものでございます。

5ページから6ページでございますが、第2号では、障害者世帯及びひとり親世帯の市民税所得割合算額が7万7,100円以下で教育認定を受けた場合、その子どもの保育料を現行の半額とするものでございます。

なお、6ページでございますが、第5条を追加したことに伴いまして、第5条を第6条に、第6条を第7条に改めるものでございます。

なお、第4条第2項及び第5条の新設に伴いまして、6ページから10ページでは、別表第1及び別表第2の表中の「課税額」を「合算額」に文言整理をするものでございます。

次に、11ページをお開きいただきます。

保育料の減免を第5条から第6条に変更したことによりまして、笠間市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理等に関する条例第9条中第5条を第6条に改めるものでございます。

最後に、12ページから14ページでございますが、笠間市保育料に関する条例の一部改正に伴いまして、笠間市立幼稚園保育料等徴収条例第6条第1項中の文言整理及び第2項として保育料の軽減に関する規定の追加、さらには附則表中の文言整理をするものでございます。

3ページにお戻りいただきまして、附則で、この条例は平成28年4月1日からの施行とするものでございます。

以上で、報告第5号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

〔総務部長 塩畑正志君登壇〕

○総務部長（塩畑正志君） 報告第6号、平成28年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてご説明を申し上げます。これは平成28年4月1日付で専決処分したものでございます。

予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

本補正予算は、平成27年度繰越事業であります岩間第一小学校校舎改修事業につきまして、トイレ改修事業分の平成28年度国庫補助金交付の内定に伴い、予算措置が必要であったことから、第1条のとおり歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,862万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ305億862万円としたものでございます。

5ページをお開きください。

第2表地方債補正でございますけれども、岩間第一小学校校舎改修事業債につきまして、トイレ改修分を新たに追加するものでございます。

次に、歳入歳出について事項別明細書にてご説明を申し上げます。

歳入でございますけれども、8ページをお開きいただきたいと思います。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金1,973万5,000円の増は、岩間第一小学校校舎改修事業のうち、トイレ改修に係る学校施設環境改善交付金が追加交付されるものでございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金198万5,000円の増は、本補正予算の財源調整のため繰り入れをするものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

9ページをごらんいただきたいと思います。

9款教育費、2項小学校費、3目学校建設費5,862万円の増は、岩間第一小学校校舎改修事業のうち、トイレ改修事業に係る工事請負費でございます。

以上で、平成28年4月1日付で専決処分しました平成28年度笠間市一般会計補正予算(第1号)の説明を終わります。

○議長(藤枝 浩君) 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

野口 圓君。

○10番(野口 圓君) 報告第5号で、所得割課税額が所得割合算額にかわっているんですけども、この具体的な内容の違いを教えてください。

○議長(藤枝 浩君) 鷹松丈人君。

○福祉部長(鷹松丈人君) それではご説明申し上げます。

課税額を合算額にしたわけでございますけれども、今までの表の中で課税額という表記をしてございました。これにつきましても、例えば二人で働いていらっしゃる場合、父親、母親のそれぞれ所得割の課税額を合わせまして、それで決定をしたということがございまして、今回の文言改正によりまして、所得額という表現をしていたものを合算額という正しい表現といいますか、今までよりも明確になるように文言を改正したということでございます。よろしくお願いたします。

○議長(藤枝 浩君) 10番野口 圓君。

○10番(野口 圓君) 内容は変わっていないということですね。

○議長(藤枝 浩君) 鷹松君。

○福祉部長(鷹松丈人君) そのとおりでございます。

○10番(野口 圓君) わかりました。

○議長(藤枝 浩君) ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(藤枝 浩君) 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第2号ないし報告第6号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(藤枝 浩君) ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(藤枝 浩君) 討論を終わります。

これより1件ごとに採決をいたします。

初めに、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度笠間市一般会計補正予算（第6号））を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号））を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例等の一部を改正する条例）を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市保育料に関する条例等の一部を改正する条例）を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度笠間市一般会計補正予算（第1号））を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

○議長（藤枝 浩君） 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについてないし諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについての3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 諮問第1号から第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについては、関連しておりますので一括して提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、市町村長が議会の意見を聞いて法務大臣に候補者を推進し、法務大臣が委嘱するもので、本市におきましては、現在13名の方々が人権擁護委員として活動されております。

本諮問は、3名の人権擁護委員が平成28年9月30日をもって任期満了となりますので、塩畑泰子氏及び前川幸夫氏を再度推薦し、坪井敬二氏の後任として高野尚夫氏を新たに推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。よろしく申し上げます。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号ないし諮問第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、諮問第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、諮問第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、諮問第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

議案第58号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについて

○議長（藤枝 浩君） 日程第7、議案第58号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第58号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市等公平委員会委員の仲村 洋氏が、平成28年6月22日をもって任期満了となることに伴い、新たに河原井則夫氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項及び笠間市等公平委員会規約第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いします。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 討論を終わります。

これより議案第58号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

議案第59号 笠間市教育委員会教育の任命に同意を求めることについて

○議長（藤枝 浩君） 日程第8、議案第59号 笠間市教育委員会教育の任命に同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第59号 笠間市教育委員会教育の任命に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市教育委員会委員の柴山博光氏が、平成28年6月23日をもって任期満了になることに伴い、新たに梅里節子氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いたします。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 討論を終わります。

これより議案第59号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

議案第60号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第9、議案第60号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第60号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、個人番号カードを用いた自動交付機からの印鑑登録証明書の発行事務を行うことができることとするため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市民生活部長から説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

〔市民生活部長 山田千宏君登壇〕

○市民生活部長（山田千宏君） 議案第60号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号カードを利用し、印鑑登録証明書が取得できるよう所要の改正をするものであります。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、3枚目をお開き願ひます。

12条では、印鑑登録証明書の交付申請について定めており、12条の次に1条を加え、印鑑登録者が個人番号カードを用いて自動交付機から印鑑登録証明書の交付を受けることができるように改正するものでございます。

ページを戻していただきまして、附則でございしますが、この条例は平成28年7月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第60号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第61号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第10、議案第61号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第61号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法施行令等の改正に伴い所要の改正をするものであります。

内容につきましては、保健衛生部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長打越勝利君。

〔保健衛生部長 打越勝利君登壇〕

○保健衛生部長（打越勝利君） 議案第61号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、地方税法施行令等の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げと低所得者に対する5割及び2割軽減措置の拡充を講じるため、本条例を改正するものであります。

内容につきましては、新旧対照表により説明いたします。

2ページをお開き願います。

第3条第2項中、基礎課税額「52万円」を「54万円」に、同条第3項中後期高齢者支援金等課税額「17万円」を「19万円」に改正するものであります。

次に、第19条中52万円を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改正するものであります。

次に、同条第2項第2号中「26万円」を「26万5,000円」に、第3号中「47万円」を「48万円」に改正するものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものであります。

以上で、議案第61号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第62号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第11、議案第62号 行政手続における特定の個人を識別する

ための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第62号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づき特定個人情報を独自利用するため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、保健衛生部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長打越勝利君。

〔保健衛生部長 打越勝利君登壇〕

○保健衛生部長（打越勝利君） 議案第62号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本条例は、マイナンバー法第9条第2項及び第19条第10号の規定に基づき、同一地方自治体内で個人番号の利用や特定個人情報の連携等を可能とするため制定しているものであります。

現行においては、マイナンバー法に規定された法定利用事務及び生活に困窮する外国人に対する生活保護に関する事務について市役所内での情報連携を可能としておりましたが、それに加えて、医療福祉の支給等に関する事務についてマイナンバーの利用を可能とするため所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

第1条及び第5条では、平成27年9月9日のマイナンバー法の改正に伴い、第19条第8号が新設され、該当する条文が繰り下げられたことによる改正となります。

別表第1では、マイナンバー法第9条第2項の規定に基づき、マイナンバーを利用する事務を定める必要があることから、医療福祉費支給等に関する事務について、8ページに掲載しております第2項から第5項まで追加しておる状況でございます。

引き続き8ページをごらんください。

別表第2では、個人番号を利用できる事務において用いる特定個人情報について規定しており、医療福祉費支給等に関する事務については、14ページから21ページに掲載しております第15項から第22項に追加しているものであります。

最後に、この条例の施行期日でございますが、平成28年7月1日付としております。

以上で、議案第62号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第63号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第12、議案第63号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第63号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、小児及び妊産婦に係る所得制限を緩和し、妊産婦や子育て世帯への支援の充実を図るため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、保健衛生部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長打越勝利君。

〔保健衛生部長 打越勝利君登壇〕

○保健衛生部長（打越勝利君） 議案第63号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、小児及び妊産婦に係る所得制限を緩和し、妊産婦や子育て世代の支援の充実を図るため、本条例を改正するものであります。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

2ページをお開き願います。

第2条第4号中、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正するものであります。

次に、第5条第1項第1号中、「児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第223号）による改正前の児童手当法施行令（以下「旧政令」という。）第11条の規定により読み替えられる旧政令第1条」を、「児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条」に改正し、「同条に規定する児童1人につき加算する額を加算した額」を削除するものであります。

4ページに移りまして、同条第2項、ただし、前項第1号「及び」を「,」に改正し、第2号の次に「及び第3号」を追加し、「(昭和46年政令第281号)」を削除する。

附則としまして、この条例は平成28年10月1日から施行するものであります。

以上で、議案第63号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第64号 笠間市基本構想の議決に関する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第13、議案第64号 笠間市基本構想の議決に関する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第64号 笠間市基本構想の議決に関する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市における基本構想の策定、変更または廃止を議会の議決すべき事件とするため制定するものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長藤枝泰文君。

〔市長公室長 藤枝泰文君登壇〕

○市長公室長（藤枝泰文君） 議案第64号 笠間市基本構想の議決に関する条例について内容をご説明申し上げます。

本市を取り巻く社会情勢は、人口減少、少子高齢化の一層の進行や公共施設の老朽化対策、さらには大幅な税収の増加が見込めないなど、今後さらに厳しい状況となることが予想されます。これらの課題を克服し、将来にわたり持続発展し続ける笠間市をつくるためには、総合的かつ計画的な行政運営を図る必要があると考え、まちづくりの方針となる笠間市基本構想を策定していくものといたしました。

この笠間市基本構想の策定、変更または廃止につきまして、地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決案件とするため、新たに条例を制定するものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第64号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第65号 笠間市における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第14、議案第65号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第65号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、太陽光発電設備の設置に関し、住環境への配慮と自然環境の保護及び地域関係者との調和を図るため制定するものであります。

内容につきましては、都市建設部長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長大森 満君。

〔都市建設部長 大森 満君登壇〕

○都市建設部長（大森 満君） 議案第65号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例につきましてご説明申し上げます。

再生可能エネルギーであります太陽光発電事業は、環境負荷の低減並びにクリーンエネルギー源として市内において多くの事業が行われております。現行の国の制度におきましては、地域住民への事業説明に関する事項がないため、市や住民の方々へ事業内容が伝わりづらく、造成工事や発電事業完了後の対策等について住民の方々から心配する声が上がっております。

このようなことから、事業を行う際には、発電事業者と市及び該当行政区等が事業計画等について協議を行い、住環境と自然環境の保護及び地域関係者との調和のとれた発電事業とするため、本条例を制定するものであります。

1ページをごらんください。

条例の構成につきましては、第1条では目的、第2条は定義、第3条から第5条でおのおのの責務、第6条で抑制区域、第7条で適用を受ける事業、第8条から第15条で手続、第16条で報告及び立入調査、第17条で指導、助言、勧告、第18条で公表、第19条で委任に関する規定を設けております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で、議案第65号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第66号 工事請負契約の締結について（堂ノ池周辺整備工事）

○議長（藤枝 浩君） 日程第15、議案第66号 工事請負契約の締結について（堂ノ池周辺整備工事）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第66号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、堂ノ池周辺整備工事について、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、市民生活部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

〔市民生活部長 山田千宏君登壇〕

○市民生活部長（山田千宏君） 議案第66号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

初めに、契約の目的でございますが、堂ノ池周辺整備工事でございます。

工事の概要としましては、市道から堂ノ池の進入路整備と、交流施設として集会所、バーベキュー小屋、屋外集会所、屋外トイレの4棟を整備いたします。さらに、老朽化している堂ノ池の護岸などを改修するとともに、管理道路や散策道などを整備いたします。

次に、契約についてでございますが、5月16日に一般競争入札を行った結果、落札者と5月23日に仮契約を締結したところでございます。

契約金額は7億2,900万円、うち消費税が5,400万円でございます。

契約の相手方は水戸市吉沢町311番地1、株木建設株式会社茨城本店、取締役常務執行役員本店長木元由孝でございます。

以上で、議案第66号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第67号 工事請負契約の締結について（（仮称）いなだこども園）

○議長（藤枝 浩君） 日程第16、議案第67号 工事請負契約の締結について（（仮称）いなだこども園建設工事）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第67号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、（仮称）いなだこども園建設工事について、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、福祉部長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

[福祉部長 鷹松丈人君登壇]

○福祉部長（鷹松丈人君） 議案第67号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

初めに、契約の目的でございますが、（仮称）いなだこども園建設工事でございます。

工事の概要としましては、稲田幼稚園といなだ保育所を幼保連携型認定こども園として稲田幼稚園敷地内に新たに建設するものでございます。

次に、契約でございますが、4月22日に一般競争入札を行った結果、落札者と5月2日に仮契約を締結したところでございます。契約金額は6億1,236万円、うち消費税が4,536万円でございます。契約の相手方は、水戸市緑町1丁目1番4号、鈴木良・仙波特定建設工事共同企業体でございます。

以上で、議案第67号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第68号 工事請負契約の締結について（岩間第一小学校校舎改修工事）

○議長（藤枝 浩君） 日程第17、議案第68号 工事請負契約の締結について（岩間第一小学校校舎改修工事）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

[市長 山口伸樹君登壇]

○市長（山口伸樹君） 議案第68号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、岩間第一小学校校舎改修工事について、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、教育次長から説明させますので、よろしく願います。

[教育次長 小田野恭子君登壇]

○教育次長（小田野恭子君） 議案第68号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

初めに、契約の目的でございますが、岩間第一小学校校舎改修工事でございます。

工事の概要としましては、外壁や屋上防水などの老朽化した箇所の改修とトイレの全面改修を行うものでございます。

次に、契約についてでございますが、5月16日に一般競争入札を行った結果、落札者と5月23日に仮契約を締結したところでございます。契約金額は1億5,444万円、うち消費税が1,144万円でございます。契約の相手方は、茨城県石岡市山崎3335番地1、株式会社進貢、

代表取締役久保田 孝でございます。

以上で、議案第68号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第69号 市道路線の廃止及び認定について

○議長（藤枝 浩君） 日程第18、議案第69号 市道路線路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第69号 市道路線の廃止及び認定についての提案理由を申し上げます。

本案は、茨城中央工業団地整備事業県管理道路の移管、狭あい道路整備事業及び開発行為に伴い、路線の廃止及び認定をするものであります。

内容につきましては、都市建設部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長大森 満君。

〔都市建設部長 大森 満君登壇〕

○都市建設部長（大森 満君） 議案第69号 市道路線の廃止及び認定についてご説明申し上げます。

今回の市道路線の廃止及び認定につきましては、新たに認定する路線が17路線、廃止する路線が12路線の合計29路線をお諮りするものでございます。

内容につきましては、ページを返していただきまして、1ページ目に一覧表を載せてごすので、ごらんいただきたいと思います。この調書には、廃止及び認定する路線名とそれぞれの起点、終点、延長、幅員等を記載してございます。

それでは、詳細につきましてご説明申し上げます。

上から順番に、（1）廃止する路線の整理番号1番から12番につきましては、茨城中央工業団地整備事業の中で、オーダーメイド方式による画地の造成を行うために既存の路線を一旦廃止するもので、市道（友）4019号線ほか11路線でございます。

続きまして、（2）認定する路線の1番から6番につきましては、茨城中央工業団地整備事業に伴い、廃止した路線の中で供用区間が残る箇所がございますので、区域の見直しを行い、同一路線の路線番号で認定するもので、市道（友）4028号線ほか5路線でございます。

続きまして、認定する路線の7番から9番につきましては、県道のバイパス整備により旧道部分を茨城県より移管を受けるもので、市道（友）2124号線ほか2路線を認定するものでございます。

続きまして、認定する路線の10番につきましては、都市建設部建設課所管の狭あい道路の整備事業に伴いまして新たに1路線を認定するものでございます。

続きまして、認定する路線の11番から17番につきましては、民間事業者の開発行為に伴いまして認定するもので、市道（友）3526号線ほか6路線でございます。

以上で、議案第69号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

ここで11時20分まで休憩いたします。

午前11時08分休憩

午前11時22分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩を解いて会議に入ります。

議案第70号 茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の締結について

○議長（藤枝 浩君） 日程第19、議案第70号 茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の締結についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第70号 茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、水戸市との間において茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定を締結するため、笠間市定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、市長公室長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長藤枝泰文君。

〔市長公室長 藤枝泰文君登壇〕

○市長公室長（藤枝泰文君） 議案第70号 茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の締結についての内容についてご説明申し上げます。

県央地域の旧市町村が、地域の実情に応じて医療や福祉、公共交通などの分野で連携、協力していく茨城県央地域定住自立圏の形成を目指し、中心市の水戸市と協定を締結するものであります。

協定書の内容につきましては、1ページをごらんください。

第1条は目的、第2条は基本方針、第3条は連携する取り組みの分野及び内容、並びに甲及び乙の役割分担、第4条は事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担、第5条は

協定の変更、6条は協定の廃止、7条は疑義の解決について、それぞれ定めるものであります。

連携する取り組み、内容、役割につきましては、3ページをごらんください。

別表第1は、第3条（1）の生活機能の強化に係る政策分野として、1、医療、2、福祉、3、産業振興、4、環境、4ページお開きいただきまして、5、教育までの五つの分野について、第2表は、第3条（2）の結びつきやネットワークの強化に係る政策分野としまして地域公共交通について、別表3は、第3条（3）の圏域マネジメントの能力の強化に係る政策分野としまして人材育成について、それぞれ取り組み内容及び役割を定めております。

以上で、議案第70号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第71号 笠間市公共下水道下市毛ポンプ場ポンプ設備等更新工事委託に関する協定の締結について

○議長（藤枝 浩君） 日程第20、議案第71号 笠間市公共下水道下市毛ポンプ場ポンプ設備等更新工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第71号 笠間市公共下水道下市毛ポンプ場ポンプ設備等更新工事委託に関する協定の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、上下水道部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 上下水道部長鯉淵賢治君。

〔上下水道部長 鯉淵賢治君登壇〕

○上下水道部長（鯉淵賢治君） 議案第71号 笠間市公共下水道下市毛ポンプ場ポンプ設備等更新工事委託に関する協定の締結についてご説明申し上げます。

初めに、協定の目的でございますが、笠間市公共下水道下市毛ポンプ場ポンプ設備等更新工事委託でございます。

協定の方法は、随意契約によるものでございます。協定の金額につきましては3億5,630万円、うち消費税額は2,639万2,592円でございます。協定の相手方は、東京都文京区湯島2丁目31番27号、日本下水道事業団理事長谷戸善彦でございます。

協定の内容といたしましては、下市毛ポンプ場の沈砂池施設の実施設業務、監視制御施設、運転操作施設及び計装施設の電気設備更新工事、汚水ポンプ施設の機械設備更新工事でございます。

随意契約による協定締結理由につきましては、日本下水道事業団は、日本下水道事業団法により、地方公共団体等の要請に基づき下水道の技術支援を行い、その整備促進に寄与することを目的に、全国の市町村会から推薦を受けた知事、市長等が発起人となり設立された国土交通大臣の監督を受ける組織で、下水道に関する業務について地方公共団体を支援代行する唯一の機関となっております。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、その性質は目的が競争入札に適さないものに該当するため、日本下水道事業団と随意契約により工事委託協定を締結するものでございます。

以上で、議案第71号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第72号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第2号）

○議長（藤枝 浩君） 日程第21、議案第72号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第72号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

本案は、平成28年度の補正予算であり、一般会計について補正するものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

〔総務部長 塩畑正志君登壇〕

○総務部長（塩畑正志君） 議案第72号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

1 ページをごらんください。

平成28年度笠間市一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,753万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ305億8,615万5,000円とするものでございます。

6 ページをお開きいただきたいと思います。

第2表地方債補正でございますが、地域交流センター整備事業債につきましては、国庫

補助金が減額の内示となったことから、起債により対応するため増額するものでございます。

また、市道整備事業債（幹線道路整備事業ほか2事業）につきまして国庫補助金の減額の内示に伴い、起債対象事業費を減額することにより起債額を変更するものでございます。

次に、歳入歳出の主なものについて、事項別明細書にてご説明申し上げます。

9ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金2億7,601万9,000円の減は、市道整備等に充てております道路橋りょう費補助金、地域交流センター整備事業に充てております都市計画費補助金、空き家再生等に充てております住宅費補助金について、それぞれ内示により減額するものでございます。

10ページをお開きください。

18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金4,875万9,000円の増は、今回の補正の財源調整といたしまして財政調整基金から繰り入れをするものでございます。

2目減債基金繰入金3億5,154万2,000円の増は、一部の市債について繰上償還をする財源として繰り入れをするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

11ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、13節委託料1,049万7,000円の増は、本庁舎を初めといたします公共施設のごみ収集業務委託料が主なものでございます。

12ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、5目医療福祉費、20節扶助費1,291万3,000円の増ですけれども、茨城県の医療費助成制度に係る所得制限の見直しに伴い、医療扶助費を増額するものでございます。

14ページをごらんください。

7款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費2,856万円の減、4目幹線道路整備事業費2億4,580万1,000円の減、5目狭あい道路整備等促進費4,573万1,000円の減につきましては、国庫補助事業の内示額の減により減額をするものでございます。

15ページをごらんください。

11款公債費、1項公債費、1目元金3億5,154万2,000円の増は、金融機関から借り入れのうち、繰上償還に補償金のかからない7件の市債について繰上償還をするものでございます。

以上で、平成28年度笠間市一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

散会の宣告

○議長（藤枝 浩君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、6月3日午前10時に開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時35分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 藤 枝 浩

署 名 議 員 石 松 俊 雄

署 名 議 員 海老澤 勝